

南部広域行政組合

令和4年

第1回議会（定例会）

会議録

期	日	令和4年2月21日（月）
会	期	1日間
場	所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和4年 第1回 南部広域行政組合議会(定例会)

招 集 年 月 日	令和4年2月21日(月)		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和4年2月21日(月)10時00分	議 長	新垣 繁人
閉会の日時・宣告	令和4年2月21日(月)13時00分	副議長	金城 憲治
会 期	1日間		
会議録署名議員	20番 仲松 正敏 21番 安里 道也		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出 席 議 員[20名]			
1 番 大 田 守	2 番 長 嶺 安 浩	3 番 瀬 長 宏	
4 番 新 垣 繁 人	5 番 平 田 安 則	6 番 知 念 俊 也	
7 番 上 原 勝 彦	8 番 宮 城 勝 也	9 番 徳 田 将 仁	
10 番 上 原 晃	11 番 金 城 憲 治	12 番 大 城 誠 一	
13 番 宮 里 洋 史	14 番 玉 城 保 弘	15 番 宮 平 清 志	
17 番 比 嘉 正 樹	18 番 幸 地 弘	19 番 宮 城 哲 也	
20 番 仲 松 正 敏	21 番 安 里 道 也		
欠 席 議 員[1名]			
16 番 山 城 雅 雄			
地方自治法第 121 条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理事長職務代行者 副 理 事 長	當 銘 真 栄	教 育 長 幸 地 政 行	
事務局長	仲 間 智 紀	総務課長 上 間 諭	会 計 管 理 者 上 原 敏 一
研究所長	大 城 讓 次	研究所主任指導主事 新 垣 誠	新 垣 建 設 課 課 長 金 城 司
糸 置 環 境 衛 生 課 長	喜 友 名 等	東 部 環 境 衛 生 課 長 安 里 勉	島 尻 環 境 衛 生 課 長 知 念 正 樹
職務のため議場に出席した者の職・氏名			
係 長 久 志 桂 子	主 査 玉 城 良 朗	主 査 新 垣 美 智 子	
主管兼係長 宮 里 紀 子	主 査 浦 添 博 隆	主 任 仲 宗 根 秀 和	
係 長 崎 原 喬	主 任 屋 嘉 一 輝	係 長 比 嘉 敏 之	
主 査 仲 本 振 一 郎	係 長 洲 鎌 慎 英	主 任 新 垣 仁 士	
主 事 親 川 博 二	主 任 上 間 公 太		

議 事 日 程

1. 開会宣告

2. 議事日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 令和 4 年度 組合運営方針について
- 日程第 5 報告第 1 号 令和 4 年度 南部広域行政組合事業計画について
- 日程第 6 議案第 1 号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 2 号 令和 3 年度 南部広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 3 号 令和 3 年度 南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 4 号 令和 3 年度 南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 5 号 令和 3 年度 南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 4 年度 南部広域行政組合一般会計予算
- 日程第 12 議案第 7 号 令和 4 年度 南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 8 号 令和 4 年度 南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 9 号 令和 4 年度 南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 10 号 令和 4 年度 南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 16 同意第 1 号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について
- 日程第 17 同意第 2 号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について

3. 閉会宣告

令和4年第1回南部広域行政組合議会（定例会）

会 議 録

（開会：10 時 00分）

◎欠席の報告

○議長（新垣繁人）

皆さん、おはようございます。

始まる前に、16 番山城雅雄議員から欠席する旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

◎開会の宣告

○議長（新垣繁人）

ただいまの出席議員は、20 名で会議は成立いたします。

これより令和4年第1回南部広域行政組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

（開会：10 時 00 分）

◎日程第1 議席の指定

○議長（新垣繁人）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第2条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（新垣繁人）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において20 番仲松正敏議員、21 番安里道也議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（新垣繁人）

日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第4 令和4年度 組合運営方針について

○議長（新垣繁人）

日程第4、令和4年度組合運営方針について、副理事長お願いします。

○副理事長（當銘真栄）

おはようございます。

令和4年度組合運営方針。

令和4年南部広域行政組合議会2月定例会の開催にあたり、議案の説明に先立ちまして、私の組合運営に関する所信を申し上げ、組合議員並びに構成市町村の皆様に御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務について。

ごみ処理施設の設置につきましては、新炉建設準備室において、糸豊環境美化センター、東部環境美化センター、島尻環境美化センターを一元化した新たな施設建設に取り組んでおります。

本年度は、新たなごみ処理施設建設に伴う環境影響評価（方法書）及び基本設計等業務を令和3年度から引き続き行います。また、事業費及び工程を見直し、構成市町との協議を行います。

また、糸豊環境衛生課、東部環境衛生課及び島尻環境衛生課が管理運営する施設においては、計画的な施設維持工事や修繕を行い、ごみ処理の適正化及び良好な施設の管理運営に努めます。

2、し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務について。

糸豊環境衛生課及び島尻環境衛生課が管理運営するし尿処理施設と東部環境衛生課が管理運営する汚泥再生処理センターにつきましては、適切な施設運営を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

また、岡波苑及び清澄苑の効率的な事業運営を図るため、汚水処理の広域化・共同化計画に伴う基本構想策定に向けて、令和4年度において、岡波苑のし尿等の広域化・共同化処理検討業務を行い、令和5年度からは清澄苑を含めた全体的な基本構想策定を行う計画です。

3、一般廃棄物処分場の設置及び管理運営に関する事務について。

令和3年度で完了する予定であった最終処分場整備事業が、豪雨等による影響で被災し、年度内に完了ができず繰越となり、令和4年度へ延長することになります。

継続工事につきましては、B棟の補強土擁壁工事、遮水設備工事等及び場内整備工事であります。

なお、供用開始していますA棟埋立施設につきましては、現在予定どおりに埋め立てが行われておりますが、灰を洗い出す水処理が当初の想定どおりに処理できない状況が続いております。そこで本年度は、計画修繕等に傾注し適正管理に近づけるよう努めてまいります。

また、施設の視察等受け入れにつきましては、コロナ禍の中、感染防止対策を講じて実施し、施設の安全性を認識していただき、安心できる施設として周知を図ってまいります。

4、教育研究所の設置及び管理運営に関する事務についてです。

沖縄県は、「沖縄 21 世紀ビジョン」の将来像の実現に向けて SDG s を推進し、新たな時代に対応した持続可能な沖縄の発展を目指しています。このことを踏まえ、島尻教育研究所は、長期教育研究員事業や短期研修において SDG s の視点を取り入れるなど、教職員の資質向上を図ります。

また、文部科学省が進める G I G A スクール構想の実現に向けて I C T 活用やプログラミング等に関する研修を充実させ、教育の情報化に対応します。

「調査・研究事業」においては、琉球大学、沖縄女子短期大学との連携のもと「調査・研究協力園事業」「研究協力員事業」を実施し、教育のリーディングケースを育成します。

喫緊の課題となっているいじめ、不登校の問題に対しては、適応指導教室「しのめ教室」を中心に学校や保護者、専門機関等との連携を深め、心理的要因や発達の課題等によって登校できない児童生徒の居場所をつくり、学校や社会への復帰を支援します。

さらに、研究所が持つ研究情報を「島尻教育研究所だより」やホームページ等で発信し、教職員の資質向上に向かう気運を高めます。

5、視聴覚教育システムの整備及び管理運営に関する事務について。

視聴覚ライブラリー事業は、視聴覚機材・教材の整備及び集中管理を引き続き進めるとともに、同機材・資材の利用促進のために利用団体への搬送収受も継続してまいります。

また、離島親子映画会をはじめ、プラネタリウム出張上映会と視聴覚メディア講習会を実施し、視聴覚教育の振興を図ってまいります。

以上、組合運営にあたっての基本的な考え方を申し上げましたが、職員の英知を結集し、総力を挙げて業務に取り組んでまいります。

なお、今議会に報告 1 件、条例一部改正 1 件、予算 9 件、同意 2 件の議案を提出しておりますので、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、令和 4 年度組合運営方針といたします。

令和 4 年 2 月 21 日。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

◎日程第 5 報告第 1 号 令和 4 年度南部広域行政組合事業計画について

○議長（新垣繁人）

日程第 5、報告第 1 号 令和 4 年度南部広域行政組合事業計画について議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○副理事長（當銘真栄）

報告第 1 号、令和 4 年度南部広域行政組合事業計画について、御報告申し上げます。

令和 4 年度南部広域行政組合事業計画を別紙のとおり報告します。

令和 4 年 2 月 21 日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○総務課長（上間諭）

それでは、令和 4 年度南部広域行政組合事業計画書（案）において、各課ごとに抜粋して御報告いたします。

それでは、1 ページをお開きください。

1、議会は、定例会を年2回、10月と2月に、臨時会を必要に応じ開催をしております。総務課兼務となっております。

2、総務課は、組合全般の運営を担い、理事会、幹事会を開催しております。広報誌は年2回、6月と12月に、ホームページに掲載をいたします。

3、会計課は、予算に関する全般的な業務及び予算編成等の市町村では財政担当が行う業務を担っております。また、予算概要等の説明会として、共同事務担当課長・財政課長会議を開催しております。

4、新炉建設準備室は、新たな新炉建設に取り組んでおります。新たな処理施設整備に係る環境影響評価（方法書）及び基本設計等業務を継続して進め、ごみ処理建設地周辺住民を対象とした先進地視察を実施しております。

5、教育委員会（教育課）は、定例会を年2回、10月と1月、臨時会を必要に応じ開催をしております。総務課兼務となっております。

6、島尻教育研究所、1ページから2ページになります。

研修事業は、長期・短期研修事業、教育講演会、教育関係団体等支援事業及び自主参加講座を実施し、次代の教育を担う人材の育成に努めてまいります。

調査研究事業は、調査研究協力園委託事業、研究協力員委託事業等を実施し、教育先進園、学校等への支援により、その研究成果や事例を実践事業として、園・学校へ提供し、その教育改善を支援しております。

情報・広報事業は、ホームページを活用した教育関連情報の提供、刊行物の発行、書籍の貸出しを行い、教職員の資質向上に向かう気運を高めてまいります。

7、適応指導教室「しのめ教室」です。これは3ページから4ページになります。

学習活動、体験活動、教育相談事業等の支援を通じ、児童生徒の学校復帰の促進を図り、また、保護者、学校、各関係機関との連携を深めるとともに、県適応指導教室スポーツ交流会、いきいき自然体験キャンプ（渡嘉敷村）へ参加し、児童生徒の居場所づくりに努めてまいります。

8、視聴覚ライブラリー。これは4ページです。

視聴覚機材・教材の整備及び集中管理を行います。また、同機材・教材の貸し出し、管内利用団体への搬送収受を行っております。

また、共催事業として、離島親子写真会（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村）、プラネタリウム出張上映会（豊見城市、八重瀬町、糸満市）及び視聴覚メディア講習会（南城市、南風原町、与那原町）を実施しております。

9、糸豊環境衛生課、10、東部環境衛生課、11、島尻環境衛生課。これは4ページから5ページになります。

環境美化センター、し尿処理施設及び汚泥再生処理センターは、良好な施設の管理運営に努めるとともに、計画的な施設維持工事や修繕を行っております。

最終処分場は、繰越事業として、B棟の補強土擁壁工事、遮水設備工事等を実施しております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで、報告第1号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

おはようございます。

先ほど組合運営方針ということで御報告された中で、教育関連で1点、県の方針、SDGs。要するに持続可能なところというところだと教育関係がたいぶ県のほうでも多く指摘されていて、あとGIGAスクール構想など、いろいろと新しい視点で教育環境をどう整備していくのか、そういう意味でみると、インクルーシブ教育、文科省は8年、9年ぐらい前からインクルーシブ教育の話をするんですが、実際、既存の学校のバリアフリー化、要するに車いすでも移動が可能なそういう整備を積極的にやったというけど、全くやらない、口だけ。

だけど、一応は基本大綱を策定していますよね、教育委員会。

この大綱の策定は、基本的に言うと、5年に1度ほど見直しが求められるというのは、教育振興基本計画というのが国のほうで5年単位のスパンで見直しをされて、今第3期に入っていると思うんですね。そういう国の振興計画の策定に合わせて、本来は大綱の見直し、必要なところはやるべきで、今SDGsとか、あるいはインクルーシブをどうするのかなど、まだまだ不十分な大綱になっているのは明らかです。

これは、今回見直しをしたことがあるのか、今回は見直しをしないということであれば、理由はということなのか。

とにかく教育環境をどういうふうに向かさせて、それぞれの地方自治体にしっかりと共有していくのか、その視点で策定の見直しというのは必要だと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、瀬長議員の質問にお答えいたします。

本行政組合の教育委員会、教育活動におきましては、今回見直しを行っておりません。なぜかと言いますと、前回、教育大綱を策定した際に、皆さんご存じのように、本行政組合の教育委員会の共同処理する事務につきましては、島尻教育研究所、それから適応指導教室、視聴覚ライブラリーということで、市町村から共同処理事務を行っております。大きな変更があった場合に大綱を見直すということで策定の際に確認をしておりますので、今のところ共同処理につきまして大きな見直しがございませんので、見直す予定はございません。

以上です。

○議長（新垣繁人）

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

以前の理事会で、実はこの大綱についての見直しは、基本の改正があって見直しをするということを決めた、そういうふうな会議録で載っていて、それは時代にあった大綱になっているのかという視点が抜けているんですね。

今、SDGsなんかは、大綱策定の時期には、全くそういう視点では大綱策定されていないはずです。当然インクルーシブもそうです。

今、新たに学校建設をしようとするときには、補助メニューとして、そういうエレベーター整備とか補助対象としてやるんですが、既存の学校で、障害者が車いすで来たときには行動を制限されるというふうに、今なっていますよね。

そういうところ、どういうふうに今後改善していくのかというのは、喫緊の課題として、やっぱり、規約改正に則ってしか大綱を見直さないということは、国の方針に反するわけです。

国の方針としては、教育振興基本計画を見直した際には、それに合わせて大綱もどうなのかということを検討しなさいということが文書として出されているわけですから、そこは次に向けてちょっと検討していただきたい。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

議長議員の質問にお答えいたします。

本行政組合の規約第3条にございます共同する事務の中で、3条の2号に教育研究所の設置及び管理運営に関する事務と載っております。その事務に基づいて教育事務を行っており、それに基づいた教育大綱を策定しておりますので、この規約に大幅な変更がない限りは、今の綱で十分だと思っておりますが、今手元に教育大綱を持ち合わせておりませんので、内容確認いたしまして、必要であれば検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかの質疑に入る前に、改選もありましたので、議員は、質疑は1人2回までとなっておりますので、よろしくお願いします。

5番、平田安則議員。

⑤議員（平田安則）

よろしくお願いします。

新炉建設準備室の事業内容についての話なんですけれども、先ほど組合の運営方針の中で、事業費及び工程を見直し、構成市町村との協議を行いますということを方針と示されておりました。その中で、当然、事業費、工程見直し、それから各構成市町村との協議会というわけなんですけれども、私の勝手に企てていたものです。

その中で、令和3年7月7日にということで、新垣理事長と當銘副理事長が内閣府環境省訪問、要請したということです、新炉建設についてですね。その中で、私が一番気にしているのは、当然、事業費見直し、当然協議するまでには歳入歳出のお話も当然出てくるわけなんですけれども、環境省だけに要請した、内閣府環境省に要請したということは、当然、補助率の問題、歳入の問題で、かなり最終処分場は防衛省の予算となって、そちらのほうは3分の2、一般的な事業として3分の2あります。環境省は2分の1です。

新炉建設、概算の話になりますけれども、前に説明を受けた道路から周辺整備まで含めると約300億近くの予算がかかるんだろうなということで、私のほうで今朝ちょっと計算機やってみたところ

ですね、環境省でやると150億は構成市町村で持ち出ししなければいけない。防衛予算でやると、200億の補助、3分の2ですからいただけます。当然50億の大きな違いが出てまいります。

これかなり大きな金額になりますので、この地域（しま）だよりで出したように、環境省の補助のみで、この新炉建設にかけての構成市町村との協議を進めていく考えなのかどうか、事業の見直し含めて、そこら辺しっかり御返答いただければと、考え方、方針も含めてお願いいたします。

○議長（新垣繁人）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和3年度から環境省の補助事業を活用して、現在事業を行っております。

令和元年度に沖縄防衛局にも御相談に行きまして、今南城市に建設中の最終処分場と同様に防衛省予算でお願いできないかという要請を行ってきました。また、令和元年12月には、防衛省本庁に行きまして、防衛副大臣ともお会いしまして調整を行ってきたんですけれども、かなり事業費がかさむということで、防衛省の裁量を超えているというお話もありまして、環境省の補助事業を使ってどうにかお願いしたいということでありました。

我々も理事の会議を開催して、防衛省ではかなり厳しいであろうということで、環境省の補助に切り替えまして、現在事業を進めているところでございます。

去年8月から10月にかけて、新炉会議、新炉会議と言いますのは、構成市町の担当の部長以下、職員の会議になります。

それから、副長会議、理事会を開きまして、業務工程でありますとか、資金計画の説明をしてきたところでございます。

その会議の結果、今390億余りの事業費がかかるということで試算が出ておりまして、かなり予算がかさむということもありまして、その見直しを求められているところでございます。

また、工程につきましても、今現在、令和13年4月供用ということで業務工程を組んでいるんですけれども、どうにか見直しを行って、短縮ができないかということをお願いしておりますので、今、基本設計の業務も行っておりますので、その中で、再度工程、資金計画を見直して、令和4年度に構成市町と再度調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

5番、平田安則議員。

⑤議員（平田安則）

これは、お願いになるかもしれませんが、今、我々南城市もかなり財政的に厳しい状況でもあります。これから、昨今、社会情勢いろいろ急激な変化によって、いろんな諸物価が高騰している現状があり、それは役所、行政だけじゃなくて、市民の生活にも物すごく大きな影響を受けている状況があります。そういう中で、この環境省の予算を使う、それと防衛の予算を使うという、これだけの金額の差が出てくる。それを市民の負担に回すということはものすごく厳しい。それこそ、防衛の皆さんから厳しいという話をされたと思うんだけど、我々は市民生活を守っていかなきゃいけない。その守るためには、やっぱり行政がもっともっと頑張らないといけないと思うんですよ。

それは、事務方の皆さんも大変御苦労されているとは思いますが、ある意味、それぞれの構成市町村の首長さんも一生懸命頑張っていたいて、とにかく我々の生活を楽しむためにはどうすればいいか。それは今、新炉建設に向けては、それぞれの構成市町村の負担をなるべく軽くしてあげることなんです。そうすることで、我々の生活も楽になるし、それぞれ所得も上がってくるんだと思います。

防衛の予算、環境省の予算と言いながらも、我々沖縄県民、我々それぞれの構成市町村の住民の皆さんが納めた消費税であり、所得税であり、法人税である。それこそ、酒税、たばこ、みんな我々が納めてるんです。その納めた金を国から出してもらおう。それは当然、我々、防衛関係の設備だってみんな受け入れてるわけです。そこら辺しっかり行政でも頑張ってもらって、ぜひとも我々の負担を軽くするように頑張っていたきたいと思います。

ここら辺は、事務方のほうじゃなくて、副理事長、方針的にどうなんでしょう。皆さんの首長さんにも働きかけて、我々の負担、なるべく軽くなるような方向、しっかり取り組んでいただきたいんですけども。

○議長（新垣繁人）

副理事長。

○副理事長（當銘真栄）

我々も今、議員もおっしゃったとおりで、各市町村の負担がないような形を取らないといけないと考えておりまして、先ほど防衛省という部分の話もありまして、今後、どのような形で負担を軽くできるのかという要請も含めて取り組んで、各理事含めて、いい方向に行けるように奮闘していきたいと思っております。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

10 番、上原晃議員。

⑩議員（上原晃）

今の平田議員と関連するんですけども、一点だけ確認させていただきたいと思います。

新炉建設準備室の事業内容についてなんですが、この①、②、③について、ちょっと確認します。

①、②について、先ほどの説明では、令和 13 年供用開始予定ということであるんですけども、あと 9 年ですね。その間に現場ですか、建設現場が確定して 2 年なるんですかね。3 年なるんですかね。そのような状況の中で、今までにこの建設についての経緯の資料と申しますか、分かりやすい何か資料があれば私どもも中身を見て、どれくらい進捗状況について分かるかと思うんですが、具体的な説明も欲しいし、この資料があれば参考のためにいただきたいなと思っております。

そして、③ですね。地域住民への 4 自治会、先進地視察というふうにあるんですけども、これも具体的にどのような事業、計画なのかも説明していただきたいと思います。

取りあえず、これからお願いします。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11 時 33 分）

（再開：11 時 34 分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

お答えしたいと思います。

まず、これまでの課題につきましては、今、我々が作成しているのが業務工程の案がございますので、それを議会に出したいと思います。

その工程でございますが、まだ構成市町に説明をして承認をいただいたものではありませんが、提供したいと思います。

それから、地域住民、4自治会を対象とした先進地視察でございますが、去年10月に補正予算のほうで予算を認めていただきました。その4自治会の皆さんが先進地の視察をぜひお願いしたいというお話もありまして、その施設がどういう施設なのか、その施設が建っている周辺地域というものはどういう地域になっているのかというものを、住民の皆さんに見ていただくための先進地視察となっております。

ここ最近では、オミクロン株、コロナウイルスの流行等もありまして、まだ、いつ頃行けるかどうかというのは、はっきりしていないんですが、その予算につきましても次年度に繰越しをしまして、4自治会の皆さん、約30名余りの人数になると思いますが、次年度、コロナウイルスの状況を見ながら実施していければということで考えております。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

10番、上原晃議員。

⑩議員（上原晃）

これから事業については、いろんな規模、その施設の能力等含めて、予算も当然ですけれども、徐々にまた協議の中に入ってくるかと思うんですが、私も何度かお話ししたんですが、今、説明がありましたとおり、コロナの影響でなかなか議員も視察ができないと、そういうことのお話でしたが、この建設場所も決まってから、私だけなのか分からないんですが、どこにこの場所があるのかさえも分からないんですよ。地域住民の方々、その地域の景観、どういう状況なのかも分からないものですから、ぜひ、コロナのまん延防止、昨日ですか、今後どうなるか分からないんですが、議員を、まずは現場視察というか、どの辺にあって、どういう状況なのか。2、3年前の新聞には、養豚場とかもあるという話でしたものですから、実際見てみないと分からないと。これから取り組んでいただきたいと思うんですが、この点について、どうお考えですか。

○議長（新垣繁人）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

お答えします。

議会からそのような要望がございましたら、我々のほうで各議員と日程調整をいたしまして、そういう説明会をすることは一応可能と考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

8番、宮城勝也議員。

⑧議員（宮城勝也）

お願いします。

先ほどの運営方針の中で、教育事務、教育研究所の件に関して質問というか、状況を教えていただきたいんですが、特にGIGAスクール構想の実現に向けてということで、ICT活用やプログラミングとあったんですけども、この事業計画の中で、具体的にちょっとその文言が見えないので、どういった形で研修を行っているのかということと、あと、私、八重瀬町議会なんですけれども、やっぱり緊急事態とかまん防とかで学校が休みのときに、オンライン授業でお家にタブレット持ち帰って授業やったりとか、いろいろ聞いているんですけども、ある父兄からは、おうちで遊んでいるよという人もいるし、ある市町村に聞けば、学校がちゃんと対応して、きちんと授業受けているよという方もいまして、いろんな意見があつてですね、実際、教育委員会に聞くと、南部6市町でいろいろ情報交換しながらシステム導入しながら進めているということも聞くんですが、実際現場では、各学校現場で、市町村の中でもやっているところと、やっていないところ。言い方はちょっと合っているか分からないですけど、進んでいるところと進んでいないところ。使えてる先生と使えない先生がいるというような意見とかのお話も聞く中で、今後、こういった意味も含めて今回事業計画に入れたと思うんですけども、ぜひ、この辺りの行政組合の中の全体的な研修の進め方とか、どういうふうに持って行きたいのかということと、また、現状をどういうふうに捉えているのか、その辺りちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（新垣繁人）

研究所長。

○島尻教育研究所長（大城謙次）

今の御質問にお答えしたいと思います。

組合の教育方針に則ってるようなものが、私どもの事業計画の中で具体的なところですけども、特に私ども研究所のほうでやっております長期研修事業は、小中学校、あるいは幼稚園の先生方に対する研修を行っているところですけども、約半年間を前期と後期に分けて、それぞれ募集をかけまして各市町村の教育委員会、それから県教育委員会、教育事務所との連携によって先生方の研修を、先生方を派遣してもらって、それぞれの学校現場で補充をつけてもらってやっているところでもあります。

そのときに、今、議員がおっしゃったような、2年程前のコロナ禍がスタートしたといいますか、始まった頃とのやはり懸念しているところが多くありまして、学校現場の先生方も、そしてここで研修をする先生方も大変苦慮してきたことと思いますけれども、ただ、コロナ禍の中での研修の在り方として、学校等でできるようなオンライン研修を私どもの研究所でも取り入れるというか、そういうことをせざるを得ないような状況になりまして、私どもの研究所を仲介して、県であるとか、それから外部団体、外部の講師をオンラインの形で学校現場とつないでオンライン研修を行っております。

今回も前期は幸いにも学校での子供たちは今まで以上に研修もうまくいったんですけど、後期、今現在やっている先生方は、ちょうど学校現場もオンライン、それから分散登校の状況にあつて、かち合つてしまひまして、どうしようかということでありましたけれども、結果的にはオンライン

での研修授業ということで、先生方は各学校におきまして、少ない人数ながら、あるいは家庭でパソコンを前にしながら、子供たちを目の前にしながらの授業研究をやっているところです。

ですから今回、そういった経験を踏まえまして、令和4年度からの研修の中でも、例えば市町村教育委員会と、それから担当部局というんですか、それから児童家庭課とか、教育委員会が管理してる幼稚園とこども園、それから保育所などもありますけれども、そういったものもオンラインの研修をもう少し取り入れたり、それから市町村の担当者と教育委員会の担当者と連携を検証しながらというのが今の実情です。対応できるような、そういう研修を工夫していきたいと思います。

以上です。

○議長（新垣繁人）

8番、宮城勝也議員。

⑧議員（宮城勝也）

今の聞いても何かコロナ対策でやってるっていうのがこの2年間だったと思うんですけど、そもそもGIGAスクールっていうのは、コロナ関係なしに提起されていたもので、それがコロナがあって前倒して進めたというところも非常に現場も混乱があったという話だったんですけど、ぜひ、コロナが今日でまん延防止も一回なくなったんですけど、ぜひ、本来のGIGAスクール構想っていうところをしっかりと押さえながら研修を進めていっていただかないと、間違った方向と言いますか、目標を達成できないと思うので、その辺りもしっかり見据えて取り組んでいただけたらというふうに思います。

○議長（新垣繁人）

研究所長。

○島尻教育研究所長（大城誠次）

ありがとうございます。

今、議員のおっしゃるように、いわゆる私たちも先生方にはですね、単なるICT、それとタブレットを配って子供たちの学びを保障するという名目のもとにですね、ただ単に繋いでやるというだけではなくて、そういった関係性、子供たちが家庭でオンラインで授業を受けて、それから対面もまだできないという状況も踏まえながら、それを先生方の研修でしっかり生かして、子供たちに還元できるように、そういう研修にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

12番、大城誠一議員。

⑫議員（大城誠一）

それでは、一点だけちょっと質疑したいと思います。

平田議員、上原議員からもお話がありました、新炉建設の件ですね。

当初は300億ぐらいの予定だったんですかね。今、実際に試算してみると390億ぐらいになっていると。恐らくこの金額というのは、こんなに差があることはないだろうと思います。今後、あと9年ぐらい供用まであるんですけど、まだまだ膨らむ可能性もあるわけですね。そういう意味では、今、構成市町村、どこも大変な財政の厳しい状況だと思うんですよ。ですから、そういう意味では、本当にこの補助の関係ですね。これは本当、国のほうにしっかりとお願いをして、できれば

本当、防衛省予算、それをお願いしていくべきじゃないかなと思っています。ですから、この件について、先ほどお話がありましたけど、なかなか構成市町村のほうにもしつかりこういうふうな状況になっていますよというふうな話が届いてもない。この辺はどうなのかなというようなことで、この状況をお聞かせいただきたい。

それから、実際にこの③の4自治会の方々を対象にして先進地視察に行くというようなことでありますけど、実際に先進地視察行くときの、どこら辺行きますよとかね、そこら辺具体的に決まっているのかなと。あるいは実際に環境に影響が随分出てこないかなとふうなことで、周辺自治会の皆さんは危惧してると思うんですけどね。そういうふうなことをどこら辺まで、その前に、今もそうだと思いますけど、こういうふうなことはしっかりと環境は安全にちゃんとやりますよとか、そこら辺の説明もやっているのかなと、そこら辺どんなかなと思っています。

それと、もう一つは、この4自治会というのは、私、西原町なんですけど、なかなか不安なんです。どこなのかなと。4自治会ってどこなんですかというふうなことで、当然に自分たち西原町の議会にいた議員の方からも聞かれると思いますから、そこら辺もちょっとお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（新垣繁人）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、市町村の協議でございますけれども、市町村の協議につきましては、先ほども御説明したんですが、去年の8月から10月にかけて、部長以下の職員、それから副長、それから理事の皆さんと協議を行っております。事業費に関しましては、資金計画を提示いたしまして、協議をしております。先ほども説明申し上げたんですが、今、現状で総事業費が390億余り出ていると、その中で建設費が360億というのも、試算が出ております。

その建設費につきましては、プラントメーカーから見積りを取っているんですけども、議員からもありましたとおり、今、建設費がかなり高騰しておりまして、その建設資材、それから人件費等ですね、かなり高止まりの状況にあります。また、ここ最近では、原油の価格上昇等もありまして、建設単価が下がる傾向に全くないという状況が続いております。

今年度、委託業務のほうで基本設計の業務も出しております、その中でも再度資金計画の見直しを図っております。これは6市町、構成市町から見直しの指示が出ておりますので、今回この基本設計の中で再度どれだけ下げることができるのかということを、我々はしっかり検討を今している最中でございます。その結果が出次第、また構成市町との協議も再開していきたいということで考えております。

それから、4自治会の先進地視察でございますけれども、今現在、その先進地視察に関しましては、茨城県の水戸市に、「えこみっと」という施設がございます。その施設は、ほぼ我々が計画している新炉と同規模、それから供用開始して間もない新しい施設でございます。また、隣接して最終処分場もございますので、我々が計画している条件にぴったりはまっているのかなという考えで、茨城県の水戸市に行きたいと考えております。

それから今、4自治会がどこかというお話でございますが、八重瀬町の港川、具志頭、長毛、長毛団地の4自治会ということになります。

説明は以上でございます。

○議長（新垣繁人）

12番、大城誠一議員。

⑫議員（大城誠一）

それと、上原議員のほうから、実際に今までの工程ですね、どのような形で進んでいるのかどうか。この辺についてぜひ、私たち議員にも開示してほしいというようなことで、業務工程表、しっかりと提示したいというふうなことでありましたけど、これいつ頃提示できるんでしょうか。

○議長（新垣繁人）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

お答えします。

去年の8月から10月にかけて構成市町に説明を申し上げております。まだ構成市町から承認を受けた工程ではないんですが、その資料は提供したいと考えておりますので、そんなに時間も待たずに御提供はできると思っております。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

7番、上原勝彦議員。

⑦議員（上原勝彦）

八重瀬町の上原です。

同じく、新炉建設準備室のほうにお伺いします。

先ほど皆さんから情報の開示がほとんど出されていない。我々も情報を持ってないんですよ。地域住民とも今、進捗状況を話し合える状況ではありません。早急に、今進んでいる工程表を示していただきたいということと、先週、建設予定地となっている具志頭畜産社長ともお会いして、具志頭畜産側にも全然情報が行ってなくて、我々は何の準備もできてないというお話があったんですね。

今、令和3年度の繰越しの基本設計とか、事業の見直しとか、行政組合の中では進んでいるかとは思いますが、建設予定地となっている具志頭畜産、いつ頃移転の準備を進めていかということを変え危惧していました。早く移転に係る補償費等々と合わせて、新炉の建設予定地だけではなくて、新たに最終処分場建設もこの地に予定されているわけですね。具志頭畜産から言わせると、同時に全面移転じゃないと事業に支障をきたすということで、大変心配をしている状況です。ですから、構成市町のほうにも一辺にこの移転に係る補償費、どうするかということは大きな問題になっているかとは思いますが、我々、受け入れる側の八重瀬町にしても、今、事業費等々で頓挫してしまったらもう大変なことになるんじゃないかなということで、大変心配していますね。

ですから、ぜひとも細かい情報開示と具志頭畜産側と今どういう状況なのかというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（新垣繁人）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

お答えします。

地権者でございます具志頭畜産のほうとは、今現在業務中の環境影響評価（方法書）並びに基本設計業務においても、調整を行いながら今業務をやっております。

その業務の中で、具志頭畜産の中に出向いて、施設内に入っての作業のほうもかなり多いものですから、やはりコミュニケーションなしではできない業務ですので、工程表につきましてもその工程表の説明をしながら、今、具志頭畜産さんと調整に臨んでいる、業務の進捗に向けて調整を図っているという状況でございます。

それから、環境影響評価の報告書が出来次第、港川地区、八重瀬町全体、環境の影響があるであろうと想定される糸満市、南城市のほうに出向いて、環境影響評価の説明会もしていきたいと考えています。

今回、3月にその説明会を行う予定だったんですけれども、やはりこのコロナウイルスの関係上で、3月は無理ではないかということで、業務を次年度に繰り越して、次年度の5月から7月頃、コロナウイルスの状況も見ながら説明会のほうをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（新垣繁人）

7番、上原勝彦議員。

⑦議員（上原勝彦）

ぜひ、具志頭畜産側も大型畜産の事業所ですので、早めにこの移転の目途が立てるような、きめ細かい説明をぜひやっていただきたいと思います。これも要望です。お願いします。

○議長（新垣繁人）

ほかには質疑はありませんか。

1番、大田守議員。

①議員（大田守）

すみませんね、初めての参加なもので、ちょっとお聞きさせてほしいんですけれども、このごみ処理問題に関して、この構成市町村の離島の自治体は一般ごみの廃棄物の処理に関してどのように話をされたのか。本来であれば私、南部の広域圏内で一緒になってその処理の方法もやるべきじゃないかなと思っていますけれども、その点をお聞かせいただけますか。

それと、あと教育委員会のほうには、小中の一貫校は各市町村の専権事項であると思いますけれども、私は県立高校との中高一貫校、これは島尻、この南部全体で考えるべきだなと思いますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：10時59分）

（再開：10時59分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

質問にお答えします。

まず、私からはごみ処理、広域圏の御質問にお答えします。新炉建設につきましては、先ほど議員からも離島というお話があったんですけども、その新炉建設については、今、南部地区の3市3町の6市町。市が糸満市、それから豊見城市、南城市、町が八重瀬町、それから西原町、与那原町。その3市3町でもっての事業ということになっております。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、大田議員の質問にお答えいたします。

本件、教育委員会の事務に関しましては、小中学校、幼稚園までなので、高等学校に関してはうちの事務に入っておりませんので、共同処理事務外ということで全く行っておりません。

以上です。

○議長（新垣繁人）

1番、大田守議員。

①議員（大田守）

そうではなくて、この新炉が、この一般廃棄物のものに関して、この新しい処理施設でできた場合、その中に離島からの搬入等も含めて、そういった考えがあったのかどうかね。そして、もしこれが完成した場合、離島村の処理施設、これやっぱりちょっと厳しい面がございます。そういった中で、同じ南部ブロックという形で考えた場合、同じような形の処理の仕方、ここに本島、この新しい処理施設に運び込むというそういった考えはあるのかないか、ちょっとお聞きしたい。

それと、小中一貫校のほうは、中北部では今進んでおります。これを南部でやる。しっかりとこの島尻の教育事務組合の中でしっかりと私は考えるべきだと思いますけども、その点いかがでしょうか。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11時02分）

（再開：11時03分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

お答えします。

今現在、我々、計画につきましては、先ほど御説明した3市3町のごみを基本として計画をしております。離島のごみを、我々、新炉の施設で処理するという計画は、今のところございません。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、大田議員の御質問にお答えいたします。

本組合の共同処理事務につきましては、今回の予算がつかますのは視聴覚教育システムに係る整備及び管理運営に関する事務と、教育研究所の設置及び管理運営に関する事務でございますので、

これ以外の部門につきましては、本組合では今のところできませんので、別のこういう協議の場で議論すべきと考えております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認めます。

以上で事業計画の報告を終わります。

◎日程第6 議案第1号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第6、議案第1号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長（當銘真栄）

議案第1号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

提案理由といたしまして、令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、条例を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由となっております。よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは1ページをお開きください。

南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例。

南部広域行政組合負担金条例の一部を次のように改正する。

別表中「北大東村」を削る。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行するとございます。

それでは、2ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。新旧対照表の左側、改正後の欄でございます。別表（第2条関係）で、区分の1、視聴覚ライブラリー負担金と、5、事務局運営負担金の市町村の欄より、北大東村を削除しております。

それと、南部広域行政組合の規約の変更につきましては、令和4年1月20日付で沖縄県のほうに申請をいたしました。令和4年2月14日付で、沖縄県より許可を得ておりますので、それに基づいた規約変更となっております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第1号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号 上程、質疑、討論、採決

日程第7、議案第2号 令和3年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長（當銘真栄）

議案第2号 令和3年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

令和3年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,224万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,533万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表の債務負担行為補正」による。

(地方債)

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長（新垣繁人）

会計課長。

○会計課長（上原敏一）

議案第2号 令和3年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

予算概要につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第2号）（案）の次にございます資料1で御説明いたします。

資料1を御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算（第2号）概要。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

2款国庫支出金、補正額2億8,801万2,000円の増。主な理由は、最終処分場補助金の増でございます。

4款繰入金、補正額1,303万4,000円の増。主な理由は、最終処分場繰入金の増でございます。

6款諸収入、補正額6,000円の減。主な理由は、事務局運営分の減でございます。

7款組合債、補正額1億3,120万円の増。主な理由は、最終処分場組合債の増でございます。

合計、補正額4億3,224万円の増でございます。

歳出。

2款総務費、補正額1,823万円の増。1項総務管理費、補正額1,832万2,000円の増。主な理由は、財政調整基金の増でございます。2項監査委員費、補正額9万2,000円の減。主な理由は、費用弁償の減でございます。

3款衛生費、補正額4億1,425万1,000円の増。1項ごみ処理事業費、補正額1,293万6,000円の減。主な理由は、委託料の減でございます。2項最終処分場費、補正額4億2,718万7,000円の増。主な理由は、最終処分場建設工事費の増でございます。

4款教育費、補正額24万1,000円の減。2項教育研究所費、補正額24万1,000円の減。主な理由は、普通旅費の減でございます。

合計、補正額4億3,224万円の増となっております。

第2表、繰越明許費。

3款衛生費、1項ごみ処理施設整備事業費、事業名、ごみ処理施設整備事業。金額3,773万4,000円。2項最終処分場費、事業名、被覆型一般廃棄物最終処分場建設工事（第二工区）。金額4億4,061万2,000円、事業名、最終処分場運営管理。金額5,141万9,000円。

第3表、債務負担行為補正。廃止。

事項、ごみ処理施設整備に係る環境影響評価。期間、令和4年度から令和6年度。限度額2億1,958万2,000円。

第4表、地方債。

起債の目的、一般廃棄物最終処分場建設事業。限度額1億3,120万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5.0%以内。（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。

次に、2ページに令和3年度事業別歳入補正予算（第2号）、3ページに令和3年度事業別歳出補正予算（第2号）、4ページに令和3年度事業別基金現在高（予算ベース）となっております。

最終処分場費につきまして、島尻環境衛生課長のほうから御説明いたします。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

それでは、御説明申し上げます。

昨年の6月10日に最終処分場のB棟のパネル崩落につきまして、5月の臨時議会、それと10月議会にも状況の報告をまいりました。その後の進捗について御説明をいたします。

崩落の原因究明として崩落した箇所付近に土質調査やボーリング調査を実施して、熊本大学教授、それと琉球大学の教授の分析結果により、防衛省のほうから自然災害としての認定を受けました。復旧に伴う追加予算の内示を頂きまして、本議会に上程しております。

予算書のほう、補正予算書の9ページの歳入のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、2款国庫支出金、こちらの説明のほうにあります最終処分場防衛省補助金2億9,165万4,000円。それと、4款繰入金。こちら説明の欄にあります一般廃棄物最終処分場費、金額が1,462万8,000円。7款組合債、1億3,120万円。合計しますと、総額で4億3,748万2,000円で施工していきます。

復旧工事の工程につきましては、工事が中断していた令和2年度の事業予算を災害による事故繰越見込み予算で、3月から7月までに工事を行い、今回の内示を受けました費用で、令和5年の3月末までに完了させる予定で進めてまいります。

今、議会に提出をしてあります予算で、追加工事の契約につきましては、次年度に臨時議会を開催し、契約承認の議案を上程する予定でございます。

構成市町の議員の皆様におかれましては、当初の計画から大きく完成が遅れていることに対しまして、深くおわびを申し上げます。

説明は以上になります。

○議長（新垣繁人）

これで議案第2号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

2点伺いますが、5ページのごみ処理施設整備に係る環境影響評価、債務負担行為が廃止になって、次年度にもその予算、債務負担行為がないんですが、これは事業ベースで言うが遅れているという説明も多々ありますが、これはどういう処理の仕方を今後するのかですね。

あと1点、地方債については、利率のところ、いつも5%というのがうたわれるんですが、今こういう金利はあり得ない数字で、財政融資資金、あるいは地方公共団体の金融機構も、利率見ても1%いかないですよ。

平成23年ぐらいに、糸豊で溶融炉の施設整備をしたときに1.2%、1.3%だったんですが、今は20年、30年の償還で1%超えることはほとんどもう考えられないので、こんな表示の仕方をするということは、どこから借入れをしてるのか、その説明、今大体どれぐらいで、利率で借入れをしてるのか御説明をお願いします。

○議長（新垣繁人）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

まず、債務負担行為の廃止について御説明したいと思います。

令和3年度より環境影響評価業務の方法書、4年度に現場調査、5年度に準備書、6年度に評価書ということで、令和3年から6年にかけて4年契約で業務のほうを実施したいということで、債務負担行為を組んでおります。

その理由としまして、入札手続等による工期の短縮であったり、作業効率の良さなどがあり、4年契約で実施していこうという計画でございました。

しかしながら、沖縄県から令和4年度以降の予算が要望どおりにつくのか分からない状況という意見がありまして、その中で4年契約をするということができないという判断の下に、単年度契約に切り替えて、現在業務の発注を行っております。

沖縄県からの情報でございますが、実際に次年度の予算でございますけれども、1割程度の減額になっているという情報も入ってきております。それが理由でございます。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11時23分）

（再開：11時25分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

会計課長。

○会計課長（上原敏一）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

借りている状況ですが、去年は財政融資ではなく銀行のほうから借入れを行ったのですが、0.1から0.15となっております。

御指摘のとおり、利率のほうが5%とかなり高い表示となっております。これはちょっと高いか
と思います。今度借りるのが財政融資になりますので、表示の方法は考えていきたいと思います。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：11時26分）

（再開：11時26分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

環境影響評価というものは単年度で予算計上をしていって、実施をするということなんですが、
そういうアセス法でいうと、中間処理施設はアセスの対象じゃなくて、最終処分場はアセス対象と
言われていて、県の条例の中に以前の最終処分場だけ環境評価の対象となっていたんですけど、切
り替えられて、焼却施設も環境影響評価の対象になってはいるんですが、これは当然騒音含めて、
地域の大気の影響がどう予想されるのか、当然、地下水含めて、これ十分な、要するに単年度で、
債務負担じゃなくて、もう単年度でやるにしても、当初計画の内容で十分な環境アセスの調査はで
きるということで理解していいんですか。

あと、先ほどの5%の件で言うと、最終処分場を含めて中間処理施設も、財政融資の資金の貸付
け対象の事業として国としては位置づけられていて、市中銀行から借りなければならない事業とい
うのもあるんですが、こういう事業については、当然きちんと長期的に金利を固定金利にするの
か、それとも分散にするのか、いろいろ2、3年据え置き、そして20年でやるのか、30年で償還
するのかによって、若干違うにしても、今0.5から0.7%ぐらいで、そしたら当然、市中銀行じゃ
なくて、こういうところから借りるべきなんですが、何で県がそういう指示をして市中銀行という
ふうにしたのか。その辺の御説明できますか。

○議長（新垣繁人）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

まず、環境影響評価から御説明したいと思います。

この単年度契約であっても、その業務を行う際は、その専門のコンサルタントに発注をして行い
ますので、しっかりとした業務が可能と考えています。

以上です。

○議長（新垣繁人）

会計課長。

○会計課長（上原敏一）

借入れの件ですが、借入れの方法が、県の地方課のほうに全ての起債の申込みをいたしまして、
向こうのほうからの指示でございます。

基本的には、財政融資のほうで、利率がかなり安いので、その辺りを申込みしていますが、
県のほうからの指示で、去年の借入れの分に対しては銀行のほうから借りてきたと。今年度は、財
政融資の借入れの予定をしております。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 令和3年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号 上程、質疑、討論、採決

日程第8、議案第3号 令和3年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長（當銘真栄）

議案第3号 令和3年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について、御提案申し上げます。

令和3年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,327万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億3,167万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長（新垣繁人）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

御説明いたします。

予算書の10ページの次のページ、資料2でもって御説明いたします。

令和3年度糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）概要。

第1表、歳入歳出予算補正。

科目、2款使用料及び手数料、補正額977万2,000円。主な理由としまして、搬入量の増でございます。

続きまして、7款諸収入、補正額1,350万4,000円の増。主な理由としまして、溶融メタル売却料の増でございます。

歳入合計、補正前12億839万9,000円、補正額2,327万6,000円、計12億3,167万5,000円でございます。

続きまして、歳出。

1款衛生費、補正額2,327万6,000円の増。1目一般管理費、補正額640万3,000円の減でございます。主な理由としまして、人事異動に伴う減でございます。2目基金費、補正額1,673万7,000円の増でございます。主な理由としまして、積立金の増でございます。3目塵芥処理費、補正額1,294万2,000円の増でございます。主な理由としまして、需用費の増でございます。

合計、補正前12億839万9,000円、補正額2,327万6,000円の増、合計12億3,167万5,000円の合計となっております。

次のページ、2ページが令和3年度基金現在高（予算ベース）となっております。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

これで議案第3号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑となしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第3号 令和3年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第9、議案第4号 令和3年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長（當銘真栄）

議案第4号 令和3年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

令和3年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,455万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,561万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長（新垣繁人）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは、御説明申し上げます。

予算書の16ページの次のページ、資料3で御説明申し上げます。

令和3年度東部環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）概要。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

2款使用料及び手数料、補正額1,180万の減。主な理由として、処理手数料の減。

4款財産収入、補正額9,000円の増。主な理由、土地貸付収入の増。

5款繰入金、補正額440万5,000円の減。主な理由、可燃ごみ処理費修繕費繰入の減。

7款諸収入、補正額303万9,000円の増。主な理由、金属類売却料の増。

8款組合債、補正額140万の減。主な理由、ごみ処理施設整備費に伴う組合債の減。

合計、補正額1,455万7,000円の減。

歳出。

1款衛生費、補正額2,751万6,000円の減。1目一般管理費、補正額23万9,000円の減。主な理由として、報酬の減。3目可燃ごみ処理費、補正額932万8,000円の減。主な理由、需用費の減。4目不燃・粗大ごみ処理費、補正額330万2,000円の減。主な理由、委託料の減。5目ごみ処

理施設整備費、補正額 171 万 6,000 円の減。主な理由、工事請負費の減。6 目汚泥再生処理センター維持管理費、補正額 1,293 万 1,000 円の減。主な理由、需用費の減。

2 款公債費、補正額 12 万 4,000 円の減。主な理由、利子の減。

3 款予備費、補正額 1,308 万 3,000 円の増。主な理由、補正減額分の増。

合計、補正額 1,455 万 7,000 円の減。

第 2 表、債務負担行為補正。追加。

事項、カラー複合機賃貸借及び保守業務。期間、令和 4 年度から令和 8 年度。限度額 62 万 7,000 円。

第 3 表、地方債補正。変更。

起債の目的、ごみ処理施設整備事業。補正前、限度額 5,020 万。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年 5 % 以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政の他の都合により、繰上償還をなし、または低利債に借換えすることができる。補正後、限度額 4,880 万円。

次の 2 ページに、令和 3 年度基金現在高（予算ベース）をお付けしております。

説明は以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第 4 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑となしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第 4 号 令和 3 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

（休憩：11 時 40 分）

（再開：11 時 46 分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

◎日程第 10 認定第 5 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第10、議案第5号 令和3年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長（當銘真栄）

議案第5号 令和3年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

令和3年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ585万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,020万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

予算書の次の資料4にて御説明申し上げます。

令和3年度島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）概要。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。

2款使用料及び手数料、補正額153万7,000円の減。理由としまして、し尿処理手数料の減になります。

3款国庫支出金、補正額207万。理由としまして、交付金の減。

7款諸収入、補正額1,136万1,000円の増。理由として、スクラップ等売却代の増。

8款組合債、補正額190万の減。理由として、組合債の減となります。

合計で、補正額585万4,000円の増となっております。

続きまして、歳出。

1款衛生費、補正額585万4,000円の増。1目一般管理費、30万の減。理由としまして、人事異動に伴う減となります。2目基金費、補正額4,032万3,000円。理由として、基金積立ての増。

3目塵芥処理費、補正額482万4,000円の減。理由として、工事請負費の減。4目し尿処理、補正額2,934万5,000円の減。理由として、委託料の減。

合計で、補正額 585 万 4,000 円の増となっております。

続いて、第 2 表繰越明許費。

1 款衛生費、1 項清掃費、事業名、塵芥処理事業、金額 3,076 万 9,000 円。下欄の事業名、し尿処理事業、金額 1,447 万 6,000 円。

続きまして、第 3 表地方債補正。変更。

起債の目的、ペットボトル圧縮梱包機更新事業。補正前、限度額 1,370 万。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年 5 %以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により、繰上償還をなし、または低利債に借換えすることができる。補正後、限度額 1,180 万円。

次のページが、令和 3 年度基金現在高（予算ベース）になっております。

説明は以上でございます。

○議長（新垣繁人）

これで議案第 5 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8 番、宮城勝也議員。

⑧議員（宮城勝也）

説明をお願いします。

予算書の 9 ページで、委託料のところで、有害危険ごみ処理委託料の増額と古紙処理が同額で組替えになってるんですけども、こうなった理由を説明をお願いします。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

御説明します。

まず、古紙の処理の委託料減額、これは当初古紙の処理が有償として委託処理することになっておりました。それが、年度途中で逆に売れる形に、有償で売れる形になりましたので、その分支出の減ということでございます。

有害危険ごみの処理委託料なんですけども、これは当初想定していなかった PCB 安定器の処理等が出てまいりますので、その分に振り分けたということになります。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑となしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第5号 令和3年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第11、議案第6号 令和4年度南部広域行政組合一般会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長（當銘真栄）

議案第6号 令和4年度南部広域行政組合一般会計予算について御提案申し上げます。

令和4年度南部広域行政組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,905万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの各項の間とする。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長（新垣繁人）

会計課長。

○会計課長（上原敏一）

議案第6号 令和4年度南部広域行政組合一般会計予算について御説明いたします。

予算説明の前に資料5のほうを御覧ください。

令和4年度南部広域行政組合会計別当初予算総括表でございます。

一般会計、公共用地先行取得事業特別会計、糸豊環境衛生事業特別会計、東部環境衛生事業特別会計、島尻環境衛生事業特別会計の総予算額は、26億8,524万8,000円を計上しており、前年度より7,394万7,000円の減となっております。

2ページをお願いします。

令和4年度南部広域行政組合会計別負担金総括表となっております。全会計の負担金総額は22億3,041万3,000円となっております、前年度より1,255万2,000円の増となっております。

予算の概要につきましては、次の資料6のほうで御説明します。資料6を御覧ください。

令和4年度一般会計予算概要。

第1表、歳入歳出予算。歳入。

1款分担金及び負担金。本年度6億555万4,000円、比較1億5,877万4,000円の増。主な理由は、一般廃棄物最終処分場負担金の増であります。

2款国庫支出金、本年度0、比較2,596万円の減。主な理由は、循環型社会形成推進交付金の減であります。

4款繰入金、本年度1,349万4,000円、比較2,904万8,000円の減。主な理由は、ごみ処理施設整備事業費の委託料及び最終処分場費人件費等への充当減であります。

5款繰越金、本年度6,000円、前年度と同額となっております。

6款諸収入、本年度4万6,000円、比較5,000円の減。主な理由は、会計年度任用職員雇用保険料の減であります。

合計、本年度6億1,905万円で、前年度より1億376万円の増となっております。

歳出。

1款議会費、本年度143万2,000円、比較19万4,000円の減。主な理由は、費用弁償の減であります。

2款総務費、本年度8,132万円、比較243万3,000円の増。1項総務管理費、本年度8,093万4,000円、比較242万9,000円の増。主な理由は、職員手当等の増であります。2項監査委員費、本年度38万6,000円、比較4,000円の増。主な理由は、負担金、補助及び交付金の増であります。

3款衛生費、本年度3億7,604万1,000円、比較9,344万5,000円の増。1項ごみ処理事業費、本年度3,215万2,000円、比較5,166万6,000円の減。主な理由は、委託料の減であります。2項最終処分場費、本年度3億4,388万9,000円、比較1億4,511万1,000円の増。主な理由は、需用費の増であります。

4款教育費、本年度4,054万9,000円、比較84万3,000円の増。1項教育総務費、本年度276万4,000円、比較7万2,000円の増。主な理由は、人件費の増であります。2項教育研究所費、本年度3,317万4,000円、比較91万9,000円の増。主な理由は、人件費の増であります。3項視聴覚教育費、本年度461万1,000円、比較14万8,000円の減。主な理由は、旅費、使用料及び賃借料の減であります。

5款公債費、本年度1億952万1,000円、比較656万7,000円の増。主な理由は、元金の増であります。

6款予備費、本年度1,018万7,000円、比較66万6,000円の増。主な理由は、ごみ処理施設整備事業費分の増であります。

合計、本年度6億1,905万円、比較1億376万円の増となっております。

次の2ページに、令和4年度事業別歳入予算、3ページに令和4年度事業別歳出予算、4ページに令和4年度事業別基金現在高（予算ベース）、5ページに令和4年度事業別負担金割当表（総括）、6ページ以降は各事業の負担金割当表となっております。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、私のほうから南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の報酬額の改正について御説明いたします。

以前から議論をしております南部広域行政組合の理事等の報酬及び費用弁償等に関する条例の組合議員等に関する報酬額の改正につきましては、去った11月の共同処理事務担当課長及び財政担当課長会議、その後の幹事会におきまして調整を行いましたが、構成市町村の新型コロナウイルスの影響による財政状況が前年度同様に厳しい状況が続いているという報告がありました。

よって、組合議員等の報酬の改正については、現状の状況が落ち着いた後に検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、理事会におきましても、その報告を行っております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第6号の説明を終わります。

休憩します。

（休憩：12時05分）

（再開：12時05分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、宮里洋史議員。

⑬議員（宮里洋史）

西原町の宮里洋史と申します。よろしくお願いいたします。

議長、確認なんですけれども、ちょっと議案の質疑じゃなくて議事運営というか、一般会計、このタイミングでしか言えないのかなと思ったのであれなんですけど、ちょっと組合議会の提案をしたいんですけど、終わった後がいいですか、今がいいですか。どんなですか。

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩：12時06分）

（再開：12時06分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

ほかに質疑はありますか。

3番、瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

今回、国庫補助がなくて、起債もなくて、大きな事業はないんですが、ただ、最終処分場の予算のところで、修繕費で1億8,000万とか大変大きな金額が修繕費で載ってるんですが、その内容について説明をしていただきたい。

あと、これまで事業規模がちょっと大き過ぎる、当然メーカーのいうトン当たり1億円という事業規模で算出をしてくるんですが、それはもっと抑えられるんじゃないかということで、環境省も今のメーカー主導の事業規模の算出のやり方については疑問を呈していて、入札の方法など示して環境省は、要するに、この設備の設定をしないで様々なストーカ方式、あるいは熔融方式、様々な方式を入札でさせてもらって、そして、こっちとしてはこういう施設整備を方針として持ってるんで、そのものについてきちんと審査をして落札をさせる。そういうことによって競争原理が十分働いて、適正な入札になるだろうということで、わざわざ入札の在り方も見直しなさいと、そういうふうな、先ほど事業規模の話もちょっと大きいということでいろいろ指摘もされたという話もあったので、そこについては前から言ってるんですが、技術職の職員を採用してるのかどうか。要するにメーカーと対等に議論ができる人、施設の提案があった場合には、この施設は要らないよと。この施設についてはこれだけ削っても十分、共有料は問題ないと、そういうふうにメーカーと対等に議論できる人がいれば、那覇の施設、南風原との施設は、私そのときの職員、知っているんですが、大変優れた那覇の職員がいて、メーカーと対等に議論をすることで事業費を抑えていますよね。

那覇・南風原クリーンセンターであれば450トンで191億。これは熔融施設も含めた施設です。今、南部としては熔融施設はなしにして、焼却ということだけでストーカ方式のほうになったと思うんですが、それからすると、279トン程度で380、390億という話を出してくると、これは現状と大分齟齬があつて、ここは、その規模でやるにしても多分、市町村の負担というのは90億ぐらい、国庫補助や交付税を差し引いても、市町村の負担が90億という規模になると大変な負担ですので、ここは技術職を、専門な人を一定の期間、何年か採用してでもメーカーときちんと議論できる人を置いているのかどうか。前から提案してるんですが、それどうなっていますかね。

あと、今、会計年度任用職員が6名ということで、報酬というところに金額があるので、これはフルタイムじゃないということですよね。フルタイムであれば給料というところにやるんですが、幸いなことに期末手当は計上されていますので、6か月以上仕事した方には期末手当の権利もあるんですが、でも全国的に見たらパートには期末手当はあげないという自治体も当然あるんですね。

気になるのは、会計年度任用職員が何年間採用のチャンスがあるのか。3年を基準にして、毎年これは1年雇用契約ですから、人物評価をして、そして2年、3年というふうに雇用が継続できる仕組みはあるんですが、そういう仕組みがなければ当然1年ごとに再度応募して採用されるという流れになるんですが、会計年度任用職員はどんな保障がされているのか、その辺、お伺いします。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

瀬長議員の1点目の需用費の増額についてお答えいたします。

まず、需用費が約1億3,000万余りとみております。この内容が、薬品等の金額が増額になったことと燃料費、昨今の軽油、灯油の価格増要因の1つとなっております。

一番大きな要因としましては、修繕料の浸出水処理施設の計画修繕費、こちらが前年比5,800万円の増額となっております。

それと、今年度、新規になるんですけれども、水処理施設の肝になります逆浸透膜、そちらの取替え修繕費が出てまいりましたので、次年度ですね、令和4年度に出てまいりますので、そちらが約7,300万の増となっております。ということで、1億3,000万余りの増ということになります。

以上です。

○議長（新垣繁人）

総務課長。

○総務課長（上間諭）

それでは、瀬長議員の質問にお答えいたします。

まず、職員につきましては、今年度採用試験を行いまして、土木関係の資格を持つ職員を採用する予定で今、順次、進めております。

建築関係につきましては、市町村から今度、派遣をしていただくことになっておりますので、土木関係と建築関係に関しては、プロパーと派遣職員で補う予定をしております。

ただし、今後の新炉、それから新炉建設の進捗状況を見ながら、それ以外の専門職については、その時期に応じて、採用の可否について検討していきたいと思っております。以上です。

すみません、会計年度任用職員の件についてお答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、うちの場合、勤務時間が6時間、7時間の雇用をしております。雇用期間は1年間をしております、勤務評定を行い、本人たちの意思を確認した後に、雇用希望であれば応募申込書を出していただくという形にしております。これで最長5年までとか、5回まで、5年間は最長でも組合で登用できるものと考えております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

新炉建設準備室長。

○新炉建設準備室長（金城司）

私からは、施設の部分を御説明したいと思います。

まず、処理方式に関することなんですけれども、処理方式については、令和2年度にストーカ方式で処理をしていくということで決定をしております。

そのストーカ方式でいくというのは、我々が業務委託をしたコンサル、それから、我々、現場を見ている技術者の皆さんと協議をして、経済比較等をして、ストーカ方式がいいだろうということで決定をしています。

ストーカ方式につきましては、国内各メーカーが取り扱ってる方式でありまして、十分競争力も働くという認識でもって、ストーカ方式に決定をしております。

それから、価格なんですけれども、先ほど議員のほうから、那覇市、南風原の施設が191億円というお話があったんですけれども、その施設が平成15年着手ということになっていまして、20年以上時期がずれているということで、今現在、先ほども説明したんですが、建設単価の上昇とか、

人件費の高止まりとか、あと、ここ最近は石油が上昇しているというのもありまして、かなり坪単価の価格が跳ね上がっているという状況もあります。

今年度、基本設計を行っている中で、構成市町からも見直しを求められておりますので、我々もプラントメーカーへ見積りについて、実施に近い形でどうにかお願いしたいとの働きかけも行っています。現在、資金計画の見直し中でございますので、我々も総事業費が下がることを期待しております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

事業費でいうと、沖縄市の倉浜、ここは2010年供用、309トンの100億円で事業やって、そこは溶融施設、ガス溶融のもありますね。溶融施設がないストーカ焼却という形であれば、当然、それは額としては下がってくるわけで、20年という話されていましたが、那覇・南風原クリーンセンターは2006年供用ですから、15年。ですから、言ってるのは、技術、能力を持った人を活用して、そういう今の見立てでいいのかどうか、そういう経費節減、これは当然、仕様の内容によっては億単位で事業費ベースを削減できる可能性が当然あるわけですから、そこはそういう専門の知見を持った人を、一定の期間採用してでも生かしていただきたい。

あと、会計年度任用職員は最長5年というお話で、これまで市町村は45%臨時職員でやっていたところもあって、豊見城もそういう数字に近いですが、これは、私はずっと灰色、灰色と言って、法的にいうと本来は公務員というのは、ある一定期間の業務が発生したらそこに臨時で充てる、ある一定期間、特別に業務がこれだけ増える、増えたものについては臨時で仕事をさせてもいいというふうな決まりがあったのを、恒常的な業務までも臨時でやっているのが当たり前になっていて、それを法的に整備したということが今回、そういう会計年度任用職員なんですけど、残念ながら、フルタイムであれば当然、正職員の給与体系に合わせて俸給あたりできちんと見られるんですが、パートを望む方も当然いらっしゃる、フルタイムで仕事できない、これだけの時間であれば仕事も私、可能ですということも当然あり得るんですが、なるべくこういう新しい仕組みがあっても、要するに、使い捨て、低賃金でそういうふうなことになるように、今後、会計年度任用職員の処遇の在り方について、もうちょっと考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

21番、安里道也議員。

②議員（安里道也）

北中城の安里といいます。よろしくお願いします。

資料5のほうの2ページのほうで、令和4年度負担金総括表というのがありますけれども、北中城を見た場合、前年度比442万2,000円負担が増えていますけれども、その理由を教えてください。

○議長（新垣繁人）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

今の御質問にお答えいたします。

北中城村の構成としましては、東部環境衛生課の汚泥再生処理センター、こちらの運営に関する事務について北中城村が入っております。

この業務委託 22 万円の増の内訳が、これまでも市町村担当課に業務を全てお話ししてございますけれども、実は予算確定するに当たって、令和元年度と令和 2 年度の実績に基づいて予算を確定しております。

北中城村のほうで、令和元年度の、ちょっときちとした資料が今手元にないんですが、し尿処理の収集事業者、許可業者が 1 業者増えております。令和元年度の多分 5 月か 6 月だと思います。それで、令和元年度に北中城村の搬入実績が約 1,759 トンでした。搬入量が。令和 2 年の実績が 3,104 トン。おおよそ 1,300 トン、施設に持ち込んでいるし尿の総量が増えたということで、今の総括表の東部環境衛生事業のほうで、維持管理で 442 万程度増えていると。

あと 1 件は、後で東部の予算のほうにも係ってくるんですが、実は東部の一般管理費のほうに、実は手数料徴収業務、これはごみ処理事業費から一般管理費に委託費を組替えしております。その内容が、ごみ処理施設のごみの手数料徴収だけではなくて、汚泥再生の計量をした収集事業者への手数料の徴収、これも発生するものですから、一般管理費のほうに委託費を組替えしたというのがございまして、今回、次年度の予算については、中城村が 400 万余り増額になったということでございます。

以上です。

○議長（新垣繁人）

21 番、安里道也議員。

②議員（安里道也）

細かい資料とかいただけますか。

○議長（新垣繁人）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

これは実績に基づいた数字、こちらは揃えてございます。

ただ、本日はこちらにお持ちしてはございませんので、後日お届けするということによろしいでしょうか。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第6号 令和4年度南部広域行政組合一般会計予算について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号 上程、質疑、討論、採決

○議長(新垣繁人)

日程第12、議案第7号 令和4年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長(當銘真栄)

議案第7号 令和4年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算について御提案申し上げます。

令和4年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,818万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長(新垣繁人)

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長(知念正樹)

令和4年度公共用地先行取得事業特別会計予算書(案)を御覧いただきたいと思います。

本特別会計は、平成25年度に最終処分場用地の取得に対し設置した会計であります。用地取得に際し、公共用地先行取得事業債を総額1億4,050万円借り入れております。

本会計の令和4年度の予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,818万2,000円を計上しております。

内容としましては、歳入の部で、一般会計から1,818万2,000円を繰入し、歳出において、公債費の元利償還に全額充当し、予算執行をするためのものであります。

説明は以上であります。

○議長(新垣繁人)

これで議案第7号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長新垣安弘

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

討論なしと認めます。

これより議案第7号 令和4年度南部広域行政組合公共用地先行取得事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号 上程、質疑、討論、採決

○議長(新垣繁人)

日程第13、議案第8号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長(當銘真栄)

議案第8号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算について御提案申し上げます。

令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,592万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長(新垣繁人)

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

それでは御説明いたします。

予算書の20ページの次のページ、資料7でもって御説明したいと思います。

令和4年度糸豊環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表歳入歳出予算。歳入。

科目、1款分担金及び負担金、本年度9億3,810万5,000円、比較2,426万3,000円の増でございます。主な理由としまして、塵芥処理費負担金の増でございます。

2款使用料及び手数料、本年度1億4,831万1,000円、比較4,389万7,000円の増でございます。主な理由としまして、処理手数料の増でございます。

4款財産収入、本年度1,000円、比較0。

5款繰入金、本年度6,619万9,000円、比較1,380万1,000円の減となっております。主な理由としまして、基金繰入金の減でございます。

6款繰越金、本年度1,000円、比較0。

7款諸収入、本年度3,330万6,000円、比較492万円の増でございます。主な理由としまして、売却料の増でございます。

合計、本年度11億8,592万3,000円、比較5,927万9,000円の増でございます。

続きまして、歳出。

1款衛生費、本年度9億9,184万1,000円、比較5,939万1,000円の増でございます。1目一般管理費、3,770万8,000円、比較101万1,000円の減でございます。主な理由としまして、人件費の減でございます。2目基金費、本年度1,000円、比較0。3目塵芥処理費、本年度8億6,994万7,000円、比較5,505万4,000円の増でございます。主な理由としまして、需用費の増でございます。4目し尿処理費、本年度8,418万5,000円、比較534万8,000円の増でございます。主な理由としまして、委託料の増でございます。

2款公債費、1億8,408万2,000円、比較11万2,000円の減でございます。主な理由としまして、利子の減でございます。

3款予備費、1,000万円、比較0。

合計、本年度11億8,592万3,000円、比較5,927万9,000円の増でございます。

次のページを御覧ください。

令和4年度基金現在高（予算ベース）となっております。

3ページ目が令和4年度糸豊環境衛生事業負担金割当表となっております。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

これで議案第8号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

討論なしと認めます。

これより議案第8号 令和4年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号 上程、質疑、討論、採決

○議長(新垣繁人)

日程第14、議案第9号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長(當銘真栄)

議案第9号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算について御提案申し上げます。

令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,825万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのそれぞれの各項の間とする。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長(新垣繁人)

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長(安里勉)

それでは、東部環境衛生事業の予算ですけれども、予算書の22ページの次のページ、資料8で御説明申し上げます。

令和4年度東部環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表歳入歳出予算。歳入。

科目。1款分担金及び負担金、本年度4億6,149万1,000円、比較1億2,557万3,000円の減。主な理由として、負担金比較表を参照。

2款使用料及び手数料、本年度1億2,108万7,000円、比較1,931万4,000円の増。これは主な理由として、処理手数料の増。

4款財産収入、本年度及び前年度、同額で17万4,000円。

5款繰入金、本年度1,000万、比較1,674万6,000円の減。主な理由、基金繰入金の減。

6款繰越金、本年度、前年度1,000円、同額です。

7款諸収入、本年度550万1,000円、比較176万4,000円。主な理由、売却料等の増。

8款組合債、本年度0、比較5,020万の減。

合計、本年度5億9,825万4,000円、比較1億7,144万1,000円の減。

歳出。

1款衛生費、本年度4億6,579万3,000円、比較1億7,686万6,000円の減。1目一般管理費、本年度1,940万2,000円、比較665万6,000円の増。委託料の増。2目基金費、本年度1,000円、比較5,013万4,000円。主な理由、交付税算入の減。3目可燃ごみ処理費、本年度2億9,688万1,000円、比較3,696万円。主な理由、委託料の減。4目不燃・粗大ごみ処理費、本年度5,269万2,000円、比較1,139万円の減。主な理由、委託料の減。5目ごみ処理施設整備費、本年度0、比較6,694万6,000円の減。6目汚泥再生処理センター維持管理費、本年度9,681万7,000円、比較1,809万2,000円の減。主な理由、需用費の減。

2款公債費、1億2,246万1,000円、比較542万5,000円。主な理由、令和3年度債の償還に伴う増。

3款予備費、本年、前年、同額1,000万。

歳出合計、本年度5億9,825万4,000円、比較1億7,144万1,000円の減。

次のページに令和4年度負担金比較表、3ページに令和4年度基金現在高（予算ベース）、次の4ページに令和4年度東部環境衛生事業負担金割当表をお付けしております。

説明は以上です。

○議長（新垣繁人）

これで議案第9号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第9号 令和4年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号 上程、質疑、討論、採決

○議長(新垣繁人)

日程第15、議案第10号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長(當銘真栄)

議案第10号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算について御提案申し上げます。

令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,383万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

詳細につきましては、担当課のほうから説明いたします。

○議長(新垣繁人)

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長(知念正樹)

予算書の次のページ、資料9にて御説明申し上げます。

令和4年度島尻環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表歳入歳出予算。歳入。

1 款分担金及び負担金、本年度 2 億 2,531 万 3,000 円、比較 4,491 万 2,000 円の減となっております。主な理由としまして、塵芥及びし尿処理の減になります。

2 款使用料及び手数料、本年度 914 万 6,000 円、比較 57 万 4,000 円の増。理由としまして、ごみ処理手数料の増。

3 款国庫支出金、本年度 0、比較 1,529 万 2,000 円の減。

5 款繰入金、本年度 1,000 万、比較 332 万 9,000 円の減。理由としまして、基金繰入金の減。

6 款繰越金、本年度、前年度 1,000 円の同額となっております。

7 款諸収入、本年度 1,937 万 9,000 円、比較 1,111 万 4,000 円の増。理由として、スクラップ等売却代の増。

8 款組合債、本年度 0、比較 1,370 万円の減。

合計で、本年度 2 億 6,383 万 9,000 円、比較 6,554 万 5,000 円の減となっております。

歳出になります。

1 款衛生費、本年度 2 億 3,197 万 9,000 円、比較 6,674 万 5,000 円の減。1 目一般管理費、本年度 895 万 2,000 円、比較 982 万 9,000 円の減。理由として、人件費の減。2 目基金費、本年度、前年度同額 1,000 円となっております。3 目塵芥処理費、本年度 1 億 750 万 3,000 円、比較 2,610 万 2,000 円の減。理由として、工事請負費の減。4 目し尿処理費、本年度 1 億 1,552 万 3,000 円、比較 3,081 万 4,000 円の減。理由として、し尿処理委託料の減。

2 款公債費、本年度 2,186 万円、比較 120 万円の増。理由としましては、令和 3 年度債の償還に伴う増。

3 款予備費、本年度、前年度同額 1,000 万円となっております。

合計で、本年度 2 億 6,383 万 9,000 円、比較 6,454 万 5,000 円の減となっております。

2 ページ目は令和 4 年度負担金の比較表、3 ページ目に令和 4 年度基金現在高（予算ベース）、最後 4 ページに負担金割当表となっております。

以上でございます。

○議長（新垣繁人）

これで議案第 10 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8 番、宮城勝也議員。

⑧議員（宮城勝也）

予算書 9 ページお願いします。

委託料で、資源不燃施設管理業務委託料というところで、去年が 4,900 万だったんですけど、今年度は 5,900 万余りになっています。増額になってるんですけども、先ほど、補正予算のところ、古紙処理委託料がなくなったんですけども、去年は 500 万余り、当初予算ついていたんですけど、今年度はついてないというところで、その辺の影響もあって、ここに委託料が増額になったのかですね。

それと、去年、委託事業者さんから、ごみの量が増えて人員が追いつかないということで、そういう現場の声がありまして、八重瀬町のほうでも議会の中で一応いろいろ議論したんですけど

も、必要であれば人件費を見直していきたいということの答弁があったんですが、その辺も影響してるのか、今回、増額になった理由の説明をお願いしたいなと思います。

○議長（新垣繁人）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（知念正樹）

お答えします。

委託料の増額なんですけれども、おっしゃるとおり、資源・不燃ごみの処理委託料の増額が主な要因となります。その中身につきましては、議員のおっしゃるとおり、人件費の増となっております。予定としましては、4人程度増員をしまして、その処理に当たりたいというふうに考えております。

やはりどんだんごみのほうが年々増加しております。それで、そのまま、これまでは据え置きの人数で処理を行ってきました。その結果、やはり敷地内にゴミがたまっていく状況が続いておりますので、次年度はそういう意味で、採用すべき人員の増をした結果が処理委託料の増額になっております。

以上です。

○議長（新垣繁人）

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより議案第10号 令和4年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 同意第1号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第16、同意第1号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長（當銘真栄）

同意第1号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について御提案申し上げます。

教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求める。

氏名、諸見里勲。

職業、八重瀬町教育長。

任期、令和4年4月1日から令和7年3月31日。

住所、生年月日につきましては議案書のとおりであります。

経歴等につきましては裏面を御覧ください。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

提案理由といたしまして、幸地政行教育長（米満市教育長）の組合任期満了に伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが議案の提出する理由となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（新垣繁人）

これで同意第1号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

休憩します。

（休憩 12 時 50 分）

（再開 12 時 52 分）

○議長（新垣繁人）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより同意第1号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 同意第2号 上程、質疑、討論、採決

○議長（新垣繁人）

日程第17、同意第2号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

副理事長。

○副理事長（當銘真栄）

同意第2号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求める。

氏名、瀬長盛光。

職業、豊見城市教育長。

任期、令和4年4月6日から令和8年4月5日。

住所、生年月日については議案書のとおりであります。

経歴等につきましては裏面を御覧ください。

令和4年2月21日提出。

南部広域行政組合理事長職務代理者、南部広域行政組合副理事長當銘真栄。

提案理由といたしまして、瀬長盛光委員（豊見城市教育長）の組合任期満了に伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが議案を提出する理由となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（新垣繁人）

これで同意第2号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

討論なしと認めます。

これより同意第2号 南部広域行政組合教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新垣繁人）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句等の整理

○議長（新垣繁人）

以上で本日の議案審議につきましては終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお語りいたします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新垣繁人)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎議員提案

○議長(新垣繁人)

すみません、閉める前に、先ほど宮里洋史議員のほうから提案ということでありましたので、この場でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、宮里洋史議員、よろしくお願ひします。

⑬議員(宮里洋史)

議長、すみません、お時間いただきありがとうございます。

私のほうから提案という形でお願ひがありまして、今の現状の議会運営だと、正直、議決等がされるじゃないですか。同意せざる得ない状況、正直危うく思います。

僕は今回の議会を、どれだけこれを読み込んででもめくらばん、自分はですね。先輩方はいろいろ知っていて聞いているかもしれない。僕はまだ入って間もないので全く理解しているかと言われたら厳しいですし、これを僕が町民に説明することは正直難しく思います。

なので、今回の提案といえば、ちょっと日程を増やしてほしいなというお願ひで、できれば1日やるにしても午前ではなくてフルか、各担当課の課長さんとかから説明を受けたいと思いました。それで質疑ができる場があれば、こういうことなんですね、こういうことなんですねって聞いて、残りの2時間、3時間で定例会を開催していただいて終了という形があれば少しほっとするんですけど、今、正直、僕ここ入ってきたときに、教育委員会があることすら知らなかったんですよ。ごめんなさい、勉強不足で。

それを知ってる人も少ないのかなと思っておりますので、できれば、そういった時間の確保をお願ひしたいというのが1点と、あと一つは、定例会でもほかの議会と別で一般質問という場がないので、欲しいわけじゃないんです。一般質問できるぐらいの今、知識はないんですけども、文書でもって何か提案できる枠みたいなのがあればいいなと思って。定例会前にこういった議案以外のことを質問したい議員がいれば、文書で送って一般質問を行うわけじゃなくて、定例会か、その後日に回答を組合側から送るとか、そういったものがあれば、議員としてもアプローチかけれる部分があるので、その余力は少し、議会として持ってたほうがいいのかと思います。

あと、最後が、資料をできればデータでいただきたい方もいらっしゃると思うので、データで、できればお願ひしたい。

この3点です。お願ひいたします。

○議長(新垣繁人)

運営の件でありますので、まず、日程、今、確かに慣例的な形で1日ということになってます。一般質問等も、実際ありません。

こういった議論、実は以前もあって、僕はいい提案だと思っております。ですので、またそこはしっかり持ち帰って、事務局のほうとも調整させていただきたいと思います。

資料データについては事務局のほうから。

○総務課長（上間諭）

今、宮里議員から御質問のあったデータについて、担当課と調整しまして、対応できる分については対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（新垣繁人）

以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて令和4年第2回南部広域行政組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（閉会時刻：13時00分）

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	新垣 繁人
20 番	仲 松 正敏
21 番	安 里 道也